

<p>宮嶋委員長</p>	<p style="text-align: right;">(9:30)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席委員数は全員でございます。定足数に達しておりますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会します。</p> <p>本日の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。</p> <p>なお、委員会条例第13条の規定により、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。</p> <p>また、この会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により、委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日会議録を確認させていただきます。</p> <p>したがって、発言の際は挙手願ひ、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは議題に入ります。</p> <p>議題の(1)議会運営申し送り事項等についてであります。</p> <p>まず、災害時対応要領についてであります。</p> <p>10月17日開催の議会運営委員会におきまして、第1条の内容と、佐々木副委員長から提案のあった前文及び附則第1条を追加することについて、合意に至っております。</p> <p>そして、附則第2条については、松田委員から修正案の提案があり、その取扱いについては、木津川市の議会運営委員会の視察研修実施後の方向性も参考に協議することといたしております。</p> <p>そこで、市議会の議会運営委員会研修報告書につきましては資料1として、災害時対応要領(案)につきましては資料2として、本日、机上に配付しておりますので、本日は附則第2条の取扱いについて協議いただき、本要領をまとめていきたいと思っております。</p> <p>なお、対応要領(案)については、議会事務職員の配置を受け、「事務局」としていたものを「議会事務」に変更しております。</p> <p>本件について、ご意見等ございませんか。いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(何についての声)</p> <p>お手元にあります災害時対応要領(案)、先ほど言いましたように一部修正があるのは、そこに書いてあるとおりでございます。</p> <p>それで、附則の第2条につきましては、前回、木津川市議会の議会運営委員会の視察研修の様子なども報告いただいて決めていきたいということで、資料に木津川市議会の議会運営委員会の視察報告書を配っていただいております。いかがでしょうか。</p> <p>はい、谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>この議会運営委員会の研修報告の中で、この研修内容に関して議会</p>

谷口委員 つづき	<p>運営委員会としてどのような結論を得たかというところを知りたいんですけれども、これを見る限りは特に書かれていないという状態なんですけれども、もうちょっと補足の説明を大角さんのほうからしていただけますか。</p> <p>議運としてどういう結論があったのか。</p>
宮嶋委員長	<p>出席いただいたのが大角副議長ですが、今の谷口さんからの質問でありましたら、お答えいただけますか。</p> <p>はい、大角副議長。</p>
大角副議長	<p>議会運営委員会としての結論というのは特にはないんですね。研修に行って、こういう方向性に行くのかというのは、結論は出ていません。見に行って、ああ、こういうことなんだなど。木津川市としてどういくのかなというのは、これから進めていくということです。</p>
宮嶋委員長	はい、谷口さん。
谷口委員	この研修に行かれる前に、その研修に行く理由があったと思うんですけど。狙いとか目的、獲得目標、そういうのは何だったんですか。
宮嶋委員長	大角さん。
大角副議長	このオンラインというのを導入しようかというところの話から始まって、研修していこうということです。
宮嶋委員長	はい、谷口さん。
谷口委員	<p>オンラインを導入しようかというのは、どのぐらい具体的に導入しようという話合いがあって、ここが選ばれたんですかね。やっぱり、ただ研修に行くだけじゃなくて、行った後に、こういうの見てきたから、こういうふうにこれを進めましょうという後がついてこないことには、行っただけということになりかねないんですけれども、そこはどうつないでいってるんですか、今、議運で。</p>
宮嶋委員長	はい、大角さん。

大角副議長	<p>ここの場で言うのがどうかというのは、ここは木津川市の議会ではありませんので、そういう意味では、そこを追求したいのであれば、木津川市の議会運営委員会の委員長、副委員長を含めた中での取り組みだというふうに私は思います。</p>
宮嶋委員長	<p>はい、佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>今の副議長の発言はちょっとおかしいですよ。この間、この議運では、木津川市議会がこうだからという話がいっぱい出てきたわけですよ。いっぱいね。だからやらないんだというのがいっぱい出てきたわけですよ。ということは、木津川市議会さん、一応尊重してますから、木津川市議会さんで、去年の10月かな、10月の議運でも、木津川の議運の結果を、推移を見ましようという話になってるわけでしょう。ですから、それはこちらとしてもというか、うちの議運としても尊重してるわけですから、もうちょっと、今の谷口さんの質問というのは妥当だと思うしね。実際に、ちょっとよく分かんないのが、この1ページ目に、常滑市に関しては、視察目的が2つ書かれてますよね。オンライン出席と議会改革というふうに。もう一個の日進市に関しては、それがありませんよね。ただ、1泊2日で行かれる場合、別に2つの目的地が違う目的で行っても別にいいわけですよ。同じ項目でもいいけども、別の目的で行く場合も、うちの委員会でもあり得るからね、2か所行く場合というのは。だから、もうちょっと分かるようにね、常滑と日進の、ここの2つの議会を選ばれて、木津川市議会の議運として、今あったように目的を持って当然行くわけですよ、視察というのはね。狙いがある。その狙いが何だったのか。特に日進のほうは何だったのか。</p> <p>その結果、私も疑問に思うのは、これは向こうへ行ってやり取りしたことは分かります。視察先でね。問題は、委員会として、それぞれの議会から行った委員会として、議運だけじゃないけども、視察を受けて、じゃ、うちの委員会としてはどういう方向でこの視察の成果を生かしていこうとするのかというのは、当然出てきて当たり前なんです、それは。私は当たり前だと思ってます。ちゃんと書いてるし、精華町の場合はね。そこがポイントだったんでしょう、10月のうちの議運でも。木津川市議会さんの議運が、何を研修し、どういう方向へ進もうとしてるのか。その方向性がうちの議運の方向性と一致するんだったら進めていけばいいし、もし方向が若干違うんだったら、ちょっと議論して調整すればいいだけの話なんだけど、その木津川市議会さんの方向性が分からない状態でここで議論進めたら、また、いや、それは違うと、木津川市議会はこうじゃないという話が出て堂々巡りになってしまう可能性が十分あるわけで、それを繰り返さないためにも、やっぱりもうちょっとしっかりと、10月にやった研修だと、もう既に3か月たつてるわけですね。だから何回か、当然、12</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>月議会もあったわけだから、その間、議会運営委員会も開かれてると思いますから、そこでどのような研修経過を、視察の結果を踏まえて、木津川市議会の議運としてどういう方向で行こうとしているのか。具体的にまだ決まってないでいいんですよ。方向性というのは出るじゃないですか。実際にルール決めたりするのは後になるかもしれないけども、方向性はどうしようと思ってるのかについて、もうちょっと明確にお願いしたいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今日の議論は、附則の第2条について、付け加えるのか、付け加えないのか、この中身をどうするかということで、それは木津川市議会の議会運営委員会の研修も考慮しましょうということなので、その議会運営委員会の研修がどうだったかをここで議論する場ではないので、ちょっと第2条の附則について、ちょっと検討いただきたいというふうに思います。 はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>あのね、今の木津川市議会の委員会報告の5ページのところに、真ん中辺にね、うちで議論した介護・育児等に拡大する予定はあるのかと聞いてるんですよ。木津川の議員さんがね。誰だか分かんないけども。それに対して予定はないと日進市は答えてるんですよ。だからこれが1個のポイントなんですよ。これに対して木津川の議運がどう思ってるかですよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただね、佐々木さん、ちょっとお待ちください。今日の議論は。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと待ってください。それはね、附則第2条に関係するんですよ。附則第2条というのが、感染症発生時プラス多様な議員。この後者の多様な議員のほうにはこの分が入るわけですね。その議論が分からない状態でここで議論しても、また同じこと起こりますよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、この議会運営委員会、そして環境施設組合として、附則第2条を付け加えるかどうか、この中身でいいかどうかを確認したらいいわけで、木津川市議会の議会運営委員会の研修や、その議会運営委員会での議論を、考慮しようということは言いましたけれども、そこが明確にならないとここができないということではないというふうに思いますので、議運の皆さんがこの附則第2条についてどうなのかという判断をいただいたら、今日はいいかというふうに思いますので。 はい、佐々木さん。</p>

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、それはそうしますよ。しますけども、私が懸念してるのは、さっき申し上げたように、この間、精華町議会の間は木津川市議会のことを十分に分かってないわけですよ。議会運営に関してね。どんな議論かって分かってないわけですよ。その中で、何遍も言いますが、この議運の場で木津川市議会はこうだからって何遍も出てるじゃないですか。今の委員長の発言は、尊重しようと思ったら、今後、木津川市議会がこうだからといった発言はなしにしてください。そうじゃなかったら、またね、どんな経緯があって木津川市が動いたか分からない状態の中で議論を進めてもね、いや、木津川は違うからと言われたら。だから木津川市議会の議運の研修を尊重しようと言ってるんですよ。だから無視する気はないです。ないけども、それが繰り返されるんだったら対等、平等な議論ではないですからね。一方が一方で分かってないのに、うちはこうだからやめてくれとかいう発言が続くのはやめてほしい、だとしたら。ここの議運独自で独自の判断をするというんだったら、それは結構です。それだけの話です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>独立した環境施設組合の議会の議運でございますので、だからこの附則第2条について皆様のご判断をいただいたらいいし、市議会の議会運営委員会、谷川さんも委員でしたけれども、谷川さんはちょっと病気の関係でご出席いただけてないように聞いておりますので、出席いただいたのは大角さんだけなんだけれども、出ていただいている、ほか、山本さんや谷口さん、今日はね、皆様のご判断で決めていただければいいというふうに思いますので。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、それはいいんです。だから谷川さんが病気で欠席された。それは視察の話ですね、欠席されたのは。視察に行けなかったということですね。それは別にいいんだけども、多分、谷口さんと私が聞きたいのはそうじゃなしに、視察から帰ってきた後。帰ってきた後の議会運営委員会で、当然視察の総括をしてると思うんですよ。まとめを。この前行った視察の意見出してもらって、みんなから出してもらって、本来だったらレポート出してもらって、みんなが、じゃ、この点は採用するとか、この点は採用を見送るとかさ、常滑のここはいいねとか、日進のここはいいねとかいうような話をしてね、じゃ、木津川の議運としては、これとこれは検討してこうよとかいう話になってるはずでしょう。そこを聞きたいんですよ。だから、その委員会まで谷川さんは欠席してるんだったらそれは分からないと思うけども、帰ってきた後の委員会は多分出席されてるんじゃないかという気もするのでね。だから私が言ってるのは、視察だけのことを言ってるんじゃないしに視察の後、後どうしようと思ってるかということところはやっぱり要るんだろうということですよ。</p>

宮嶋委員長	はい、じゃ、谷川さん。
谷川委員	私、今、確かにその辺は言うてもうてないし、その帰った後も委員会のほうできちっとした報告というのは受けてないんですけども、紙で頂いたというところまで今いってるだけです。3か月はたってますけども、その後の前に一步進んだ検討会というのはまだしておりません。私も出席もしておりませんし。これ行って、終わって、この報告書を議会のほうに提出されたというところまでは確認しています。
宮嶋委員長	はい、松田さん。
松田委員	<p>先ほど委員長がおっしゃったみたいに、1つには、ここにご準備いただいているこの災害時の対応要領の案がこれでいいのかどうかということを、今日ここで決めないといけないというふうに思うんですが、附則の第2条で「感染症発生時や多様な議員の参画による議会活動を妨げないルールを確立するため、不断の見直し」、この不断の見直しを、今後、やっぱりどう取り組んでいくのかということがすごく問われてくると思うんです。</p> <p>それが問われたときに、先ほどから議論になってるような木津川市の議会運営委員会の皆さんが研修に行かれたこの結果ですね、それと先ほどから議論になってますように、この報告書にもありますけども、一番最後にこのたびの研修を本市の議会運営に活かしていきたいと考えているというふうに書いてくださってますので、だから、この議運として不断の見直しをどう進めていくのかというのと併せて、先ほど木津川市、精華町の話ありましたが、視察に行ってきたその研修報告も受けながら、じゃ、木津川市議会では、この報告書にあるようにどのように活かしていこうとされてるのか、今後ね、それも参考にしながら、ここの議運として不断の見直しをどう図っていくのかということが今度の議題になるだろうというふうに思います。</p> <p>なので、この附則につきましては、まとめていただいた内容でいいのかなというふうには思っております。それが今感じる感想です。</p>
宮嶋委員長	<p>ほか、ございませんか。</p> <p>そうしましたら、まず、今日、「事務局」という言葉を「議会事務」というふうに変えるという、このことについてのご説明等ありますか。これはもうよろしいですか。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	この議会事務は、何に合わせてるんですか。

宮嶋委員長	はい、武田さん。
武田書記長	1月1日付で議長に頂いた辞令に合わせております。
宮嶋委員長	はい、佐々木さん。
佐々木副委員長	その辞令は、何に根拠があるんですか。
宮嶋委員長	<p>じゃ、ちょっと暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(9 : 5 0)</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(9 : 5 3)</p> <p>では、再開いたします。</p> <p>はい、武田さん。</p>
武田書記長	<p>ただいまのご質問についてであります。定数条例の改正に当たりまして、「議会の職員」という形での定数条例の改正をしております。その上で、事務局がございませんので、議会事務という形で対応をさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
宮嶋委員長	<p>はい、よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(定数条例にあるってことの声)</p> <p>だから、今、説明では、事務局というものがないので議会事務として対応したという説明でしたけど、それでよろしいですか。</p> <p>はい、じゃ、松井さん。</p>
松井事務局長	<p>条例の関係ですので、私のほうからちょっとご説明させていただきますが、前回、定数条例を変更したときに、正しく言葉を申し上げますと、議会の分につきましては、定数条例の中に「議会の職員」という文言で条例をうたっております。これでいくと「議会の職員」という言葉になっております。あと、事務局の関係につきましては、自治法の第138条の各項の関係で、事務局を置きませんので「事務局」という言葉はまずないという中で、我々としたら、この「議会の職員」というのを「議会事務」というふうに言葉として置き換えて、こ</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>ここに置いているというような形かと思っております。ですので、条例上の言葉を使うのであれば、「議会の職員」という言葉がいわゆる一致する言葉かとは思いますが、言葉上はこの要領の中には、それを「議会事務」という言葉で置いているという状況かと思えます。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ということは、今後、辞令は、議会事務を担当する職員という辞令が出るということですね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>もう一度、暫時休憩いたします。 (9 : 5 6) 《暫時休憩》 (9 : 5 9) それでは、再開します。 はい、松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>大変失礼をいたしました。改めて、これまでの辞令の関係、申し上げさせていただきます。 令和7年1月1日付で、定数条例の改正に基づきまして、辞令のほう発令をいたしました。まずは事務局側から議会のほうへの兼務の命令を出しましたので、その辞令におきましては、議会に関しましては議会職員兼務を命ずるという形で発令をいたしております。ですので、定数条例には「議会の職員」という書き方をしておいて、我々の発令につきましては、今回は議会職員兼務という発令をいたしております。 その上で、これは、議会のほうになりますが、議長からの発令につきましては、ここに、これも自治法に基づきまして、書記長あるいは書記を置くという職名をつけることができますので、その発令におきましては、それぞれ書記長に対しては、組合議会書記長を命ずると、あるいは組合議会書記を命ずるという形で職名付きの発令をいただいております。これら、全てちょっと、文言が若干違う内容ではございますが、今回この要領案を対応いただくのは、その書記長と、うちでしたら、今、2人の兼務ですので書記長と書記という形になりますが、これをそれぞれ明記するのではなくて、これを議会事務という形でまとめられたものということで、この要領案をまとめられたというふうなことになるかと思っております。 以上でございます。</p>

宮嶋委員長	はい。よろしいですか。 はい、佐々木さん。
佐々木 副委員長	<p>だから、ちょっと確認したいのは、議会事務というのがどこにも出てこないわけですよ。さっきも申し上げたけども、いわゆる組合の組織規則の別表では、組合議会に関することというのが業務分掌になってるわけですよ。今回、その組合議会に関することの業務分掌を、特定の職員に辞令出して担当してもらおうということをやりますよね。つまり事務局の、それか、要するに一応、今のところこの別表を改正しない限り、事務局総務課総務係の分掌として組合議会に関することというのがあつたわけやね。あつたけども、それを今回の改正によって、組合職員、要するに執行側職員としての業務ではなくて、議会議長から辞令を受けている議会の職員としてその担当者はAさん、Bさんよという話になってるわけですよ。</p> <p>だから、その場合、じゃ、何に根拠を持ってその事務をお願いするのかということになると、議会事務というのがどこにも出てこない状態で、もしかしたら地方自治法の中に出てくるかもしれないんですが、ちょっとそこまで見てないけども、多分うちの組合のルールじゃないんですよ。議会事務という言葉が出てこない。その中で、その議会事務の範疇というのは範囲でね、範囲と、ここにある、別表にある組合議会に関することの範囲というのは、一緒かどうかというのはなかなかちょっと確定がしにくい話になってくるんですが、要するに、このうちのルールとかを超えた、自治法とか、または行政実例とかの中に、こういうものがあるということによろしいですかね。</p>
宮嶋委員長	松井さん。
松井事務局長	<p>今、副委員長のほうからご説明いただいた内容と、ちょっと我々のほうで今解釈している部分で改めて申し上げますと、我々の総務課、先ほど出てきました事務分掌の中にございます議会事務に関することにつきましては、これまでは定数条例できっちりとうたってなかったので、私も今までのご答弁といたしましては、全て総括してやっておったというようなお話をさせていただいてたと思うんです。それは総務課の事務としては、当然議会に関わることと、それから組合議会に上程する執行部側の当然職務というのが入ってまいりますので、それは変わっておりません。それを今回定数条例で、先ほどおっしゃっていただいたように、我々が総務課に残す議会に対応する事務の部分と、議会の、組合議会の事務としてやる部分については切り分けて、今回、この要領案につきましては、その議会事務を担当する者、いわゆる議長から辞令を受けた者が担当するという形になろうかと思って</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>おります。それを呼ぶに当たっては、今おっしゃっていただいたように、この例規上なり、そういうところに「議会事務」という言葉は確かに出てまいりません。その言葉をどこでという話になりますと、例えば自治法のほうでしたら、先ほどの事務局の設置の条例の中にございますけども、事務局を置かない部分で、「事務局長及び書記長は」、これは事務局を置かない場合の書記長になりますが、「議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する」という言葉が出てまいります。こういったところの言葉を引用してという言葉になってこようかと思いますが、どこかにこの「議会事務」という言葉を明記して書いているかと言われると、今、現状ではそうではないのかなというふうに思っております。</p> <p>我々としましては、執行部側からいたしますと、今回のこの対応要領案につきましては、総務課職員でありますけども、今回兼務で、しかも議会事務、書記長と書記という任命を受けた2人がおりますので、あくまでもこの対応要領案を対応するのは、その辞令を受けた2人という形で想定をいたしているところでございます。</p> <p>執行部からは以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、今おっしゃったように、議会事務という場合が2種類あってね、執行部側として議会に上程する関係の事務をする、議案とかね、するという事務と、それから、要するに議会に上程された後、または上程以外の案件も出てくるわけだから、そういう議会の関連の事務をする分というのが2つあるわけで、それが、この業務はどっちもというふうに読めちゃう、まず読めちゃうね、この部分はね。</p> <p>もう一個は、もし、ちょっと私もそこまで断言はしないんだけど、地方自治法第138条に根拠を持ってやろうとするんだったら、例えば議会書記とかいうんだと、今の説明とぴったり合うんですよ。事務局を置かない議会における書記。要するに書記長も含めて、書記の仕事という意味ではぴったり合うわけなんだけど、一番お聞きしたいのは、さっきも言いましたけども、議会事務と言った場合に、行政側が本来準備すべき議会事務と、純粋な議会の事務との範囲がどっちなんだという曖昧さを残してしまうおそれがあるんじゃないかというのはちょっと気になるんです。議会事務と言った場合ね。そこは、どこかのところで明記すればそれは払拭できるんだけど、今はどこへもそんなルールないので。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>ただいまのお話からいきますと、私どもとしたら、現在、この規則</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>につきましては、これを今、1月1日のそういった定数の条例改正によりまして改正するという予定はございませんし、先ほど申し上げましたように、ここの議会のほうでおつくりになられるこの対応要領案につきましては、今、規則のほうでお読みになられた事務局の総務課に属する議会に関することとは違う業務というふうに認識しておりますので、私どものほうからのお願いといたしましたら、できましたらこの対応要領案のほうで、もしもそこを切り分けて明確に表現できるのであれば、そちらで工夫いただければありがたいかなというふうに思うところでございます。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがですか。 はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>今の話はかなり実務的な話で、そこはもう実務的に処理してもらったらいと思うんだけど、要するに誤解のないように。後々、解釈が複数出てくることのないようにしてほしいのが1点です。 もう一点、第1条の(2)に書かれてる分なんだけども、ちょっと確認だけさせてもらいますけども、木津川市議会、精華町議会の施設を使うということが書かれてるわけですけども、これはもう既に2つの市議会、町議会とは確認済みということではよろしいのでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>確認はしておりません。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、そういう状態だと、この要領をつくっても、いわゆる実行性がなくなっちゃうわけですよ。いわゆる絵に描いた餅になるわけでしょう。書いてはあるけども相手は知らんというのは、ちょっとそれは、これを発効するためには、やっぱりそれは、内々でもいいからこういうことがあり得るよということを確認していただかないと、相手があるのに一方だけ決めちゃうというのは変な話ですので。それはもう前にここで議論されてるんだから、こういう場合は。 だから、もっと言えば、ほかの事務組合もありますからね、うち、木津川市、精華町が管理してる。そういうところもどうするかも含めて、本来は広域かどこかでみんなて話し合っ分擔するなり。例えば病院は何々議会のほうを使うとか、うちはどこを使うとか、優先的に</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>ね、というようなことも調整しておいたほうが良いような気がするんですが、ちょっとこれは事務的に進めていただけのんでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>市議会と町議会のほうにつきましては、確認させていただきます。 なお、両市町議会ともに施設の利用が不可能な場合につきましては、近隣の公共施設等という形にしておりますので、その近隣の公共施設などで調整していくことになろうかと思っております。一部事務組合の中で連絡会等ございませんので、ただ、市町議会から選出されておられる議員さんが構成することになってこようかというふうに思っておりますので、基本的には施設が損壊しない限り、議会日程がかぶるということというのはちょっと想定しにくいかなというふうに思っておりますので、市町の議会のほうに確認をさせていただくということで対応させていただきます。 以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、よろしいですか。 はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと細かくなって申し訳ないけども、調整が要ると言ったのは、今すぐとは言いませんけど、調査が要するというのは、精華の場合は、相楽に関して言えばここと広域だけやね。だけれども木津川の場合はそれ以外もありますよね。なので、それがぶつかることはないかもしれないけども、なかなかしんどいということと、それから、これは、それこそ、その後の木津川、精華の行政との関係で発生すると思うんですけども、あってほしくないけども、仮に木津川市議会、精華町議会の施設を使えない場合、ここに、一番後段に書いてあるように近隣の公共施設を利用するとなってるわけですよ。それはそれでいいんだけども、じゃ、その場合の例えば使用料とかいったものが免除されるのか、されないのかも含めてね、ちょっと細かい話かもしれないけども、それはちょっと、やっぱり緊急時の対応として、市長なり町長に、何らかの市長権限による特例措置、何かをやるということをよく合意して、払う気やったら別にいいんですよ。うちが払うだけなら払ってもらったらいいけども、そういうことも含めて、いわゆる幾つか想定されることは、内々、関係者と協議をしておかないと、何遍も言いますが、起こったときに困る、どうするんだということになるので、別にここまで要領に書かんでもいいけども、その辺はちゃんと調整をしとく必要あるなどは思っていますので、よろしくお願いします。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>今出ましたように、この対応要領を決めましたら、それに伴う今出てきたような話なども整理しておいていただくということとしたいと思います。</p> <p>ほか、この附則第2条についてはどうですか。特にこの附則第2条について確認をするというのが今日の主題でありますので。特にないですか。</p> <p>特にないようですので、今日、お手元資料にて示しています中身として、議会運営委員会として、木津川市精華町環境施設組合議会における災害時対応要領については整理したいと思います。</p> <p>本日の議会運営委員会で決定するものとして、議会運営申合せ事項と同じく引き継いでいくものしたいと思いますと考えております。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい、じゃ、武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>すみません。先ほど出ておりました「議会事務」という言葉に変更したところについてであります。対応要領を固めるに当たりまして、この文言をどうするのかというのが残ってまいりますので、できましたらどういう文言でいくのかという形で決めていただければというふうに思っているところでございます。</p> <p>先ほど副委員長のほうから、いわゆる行政側が担っている議会事務と、組合の議会の事務の職員としての議会事務の対応というところで、混同しやすいのではないかと指摘があったところでございますが、いわゆるこの対応要領案につきましては、組合議会における災害時対応要領というふうになっておりますので、組合議会における災害時対応要領というところで読み取れるのではないかなというふうに事務側では思うところではございますが、より明確にということでありましたら、「議会事務」の部分を何らかの文言に変えるというところで確定をしていただければというふうに考えております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今の書記長からの発言がありましたけど、どうですか。このままでよろしいですか、それとも言葉、変えますか。</p> <p>はい、山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>一応ね、はっきりと、紛らわしい文言を使わずに。地方自治法では書記、書記長という文言が出てる。そこまで書かなくても、「議会事務」というのを「議会の事務」と「の」を入れれば、それで区別がつくのではないかと思うんですが、その前提として、先ほど言われたように要領のところでは組合議会における災害時の要領と。だから、これは議会に対しての要領案ですから、その要領案の中で、第1条、「議会の」としておけば、はっきり区別できるのではないかと、このように思いますけれども。</p>

宮嶋委員長	はい、いかがでしょうか、ほか。 はい、佐々木さん。
佐々木 副委員長	<p>これ、極めて実務的な話なんで、もう実務に任せたいと思うんだけど、さっきの武田さんの発言を尊重するとしたら、既にこの議会ルールの中の1個のルールでしょう。という意味ですね。だったらもう議会自身要らないでしょう。議会という言葉自身が。要するに、普通の議会の場合は、議会事務局という業務分掌があって、議会に関する例規ってあるじゃないですか、いっぱい。例えば会議規則とかいろいろあるじゃないですか。その範囲については、もう基本的に議会のことしか書かれてないわけだから、これを行政側がやることはまずない、使うのはまずあり得ないわけですよ。という範疇にもし入れるのであれば、それこそ議会という言葉自身も要らないですよ。それは。もともと議会のルールなんだから。ということになってしまうので。</p> <p>だから、私が言いたいのは、地方自治法とか、その他の書記、例規との関連で妥当かどうか、妥当な言葉かどうかというのが1点と、さっき申し上げたように、その言葉によって範囲が明確になってるかどうかという、その2点だけですので、その2点がクリアできる言葉だったら、別に言葉にはこだわりません。</p>
宮嶋委員長	ほか、いかがですか。 はい、谷川さん。
谷川委員	佐々木さんが言うておられるように、議会の言葉がなかったらね、それはさらっとしたほうが私はいいと思います。ややこしい文言入れやんと、ややこしいことないけど、最初の議会と入れるというのも、事務の対応はという形にできたらいいんじゃないですか。
宮嶋委員長	はい、山本さん。
山本委員	この議運で、第1条を、いろんな文言をここで検討するのではなく、この案はどうですかいうのを出示していただいて、それを議会事務のほうで告示していただくというのがいいんじゃないですかね。この場でなかなか、この文言が、例えば書記がいいとか、議会事務がいいとか、議会の事務がいいとか、事務がいいとか、それは考えいろいろありますから、それをこの議運で決めるのではなく、候補を出して、議会事務のほうで整理して提案してもらおうという形はどうですかね。
宮嶋委員長	武田さん。

武田書記長	先ほどお話も出ておりました組合の職員定数条例についてであります。職員の定数条例におきましては、「議会の職員」という形での表現になっておりますので、いわゆる、今、「議会事務」としておりますのを「議会の職員の対応」と、「議会の職員の対応は、次に掲げるとおりとする」と。また、「事務局」の部分につきましては、「議会の職員において」という形でやらせていただければ、より混乱しなく、根拠も明確になってくるのかなというふうに考えているところでございます。
宮嶋委員長	議会の職員の対応ですか。はい。という今提案をいただきましたけども、いかがでしょうか。 はい、山本さん。
山本委員	辞令にもその文言が使われているという確認、ちょっとしたいんですけど。
宮嶋委員長	はい、武田さん。
武田書記長	職員定数条例にその言葉を使っております。 以上です。
宮嶋委員長	はい、山本さん。
山本委員	今提案していただいたのが文言としてはあるということで、それを生かして、はっきり区別できるのではないかと思います。これ、皆さんそれぞれね、文言についてはありますからね。 私はこの案で結構です。
宮嶋委員長	はい、谷口さん。
谷口委員	1つ確認なんですけど、この第1条の(1)の最後のほうの事務局から入手し、安否情報については議長に報告する。この事務局という、これも書換えの対象で間違いないですか。
宮嶋委員長	いや、それは前の。市町議会事務局やから。

<p>谷口委員</p>	<p>ああ、市町議会事務局とつながって。分かりました。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>そしたら、今、最終的には、当初ありました「事務局」という言葉、今日の提案で「議会事務」というふうに出ていますが、それを再度修正して「議会の職員」という言葉に変えて、「議会の職員の対応」というようなこととして修正をして、この災害時対応要領を確認したいと思いますが、それでよろしいですか。</p> <p>(結構ですの声)</p> <p>じゃ、そうさせていただきます。 どうしましょう、休憩取りましょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、10時半まで休憩とします。</p> <p style="text-align: right;">(10:21)</p> <p>《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(10:30)</p> <p>それでは、再開いたします。 次に、議会のDXについてであります。 この項目については、前回の議会運営委員会におきまして、市町議会が貸与しているタブレットの利活用の範囲等について、現状を調査した上で協議するか判断することとし、調査結果につきましては、資料3として本日机上に配付しております。まずは調査結果資料3の説明を求めます。 武田さん、お願いします。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>それでは、本日、お手元に配付しております資料3に基づいて説明をさせていただきます。市町議会に対しまして3つの項目に分けて調査を実施いたしました。</p> <p>まず、タブレットについてであります。使用しているアプリケーションにつきましては、市議会のほうではSideBooksとZoom、精華町議会ではLINEWORKSとZoomのソフトをインストールしているという状況でございます。</p> <p>次に、データの保存場所についてであります。市町議会ともにクラウドでの保存という形になってございます。ただ現時点におきましては容量に空きがございますが、今後、容量にも限りがあるということ</p>

武田書記長
つづき

ですので、データ容量に応じて順次データの削除を求める可能性というのがあるということでした。

次に、現時点でのタブレットの活用状況などについてであります。いわゆる議長報告でありますとか、請願でありますとか、議案書など、議会において配付する資料一式につきまして、市議会におきましては全てデータ化して保存をしております。ただし、議案書についてのみ紙と併用しているという状況でございます。精華町議会におきましては、議案書以外につきましてはデータ化して保存をしているという状況でございます。

次に、会議の案内などスケジュール管理についてであります。スケジュール管理につきましては、市町議会ともにスケジュール管理を利用しているという状況でございます。

次に、オンライン会議の実績などについて確認をしております。市議会ではICT推進チーム会議を1回実施したということでございます。精華町議会におきましては会派代表者会議1回と防災訓練、また、コロナ禍での視察研修においてもZoomを利用しているということでした。

次に、その他についてであります。行政報告につきましては、市町議会ともにパブコメでありますとか、計画をタブレットに掲載しておりますが、精華町議会におきましては、計画などと「など」がついております。この「など」につきましては、それぞれ計画の進捗状況も併せて掲載をしているということによるものがございます。

あと、市議会におきましては、市議会、議長会の機関紙につきましても閲覧可能という形にしているということでした。

次に、通信環境などについてであります。いわゆる市町の庁舎内におきましては、市町議会ともにセキュリティーの観点から議会使用フロアに議会専用のWi-Fiを整備することで、行政とは分離をしているという状況でございます。

次に、市町の庁舎以外についてであります。市町議会ともに現時点でいわゆる機密性が求められるものを扱っておらず、個人の通信手段の使用を認めるという状況でございます。

次に、メールアドレスについてであります。市議会におきましては個人のアドレスを使用していると、精華町議会におきましては議会でアドレスを付与しているという状況でございます。

次に、一部事務組合議会での利用検討についてであります。組合議会の議案、データなどの保存についてであります。市町が貸与しているタブレットに保存をするということは、機能的に可能であるというところがございます。データの保存形式につきましては、市町議会ともにPDFのみという形になっております。

また、組合議会の利用検討に係る主な整理項目というところにつきまして、まず合意形成についてであります。市町議会ともに議会に対する依頼を要するというところでした。

また、組合議会のデータの保存場所についてであります。これにつきましては、管理者権限をもって市町議会事務局がフォルダを作成す

<p>武田書記長 つづき</p>	<p>るという形になるだろうということでございます。 組合議会データの保存作業についてであります。こちらにつきましても、管理者権限におきまして市町の議会事務局へ依頼をするということになってこようかというふうに思いますが、ファイルが多数にわたる場合などはまとめていただくよう依頼することもあるだろうということでございます。 あと、その他の事項として、市町議会ともに使用中に新たな課題が出てくるという可能性はあるというふうにしておりますし、市議会におきましては、他の組合議会との調整も必要な部分が出てくるかというようなお話でございました。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明を踏まえて、議会のDXについてのご意見等ございませんでしょうか。 谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>3つ目の一部事務組合議会での利用検討についての部分なんですが、市町議会に対する依頼が必要ということは、この環境組合議会からそれぞれの市町議会に対する依頼をするということがまず必要だという意味で合ってますか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>今、市町議会がそのタブレットを貸与しているということになりますので、それを本来の目的でない組合議会で作らせていただくというふうになってきますので、それぞれ議会の同意といいますか、が必要になってこようかというふうに思っているということでございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>ということで、環境組合議会から依頼を出す手順が必要ですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>そのようになってこようかというふうに思います。</p>

宮嶋委員長	ほか、いかがでしょうか。 谷口さん。
谷口委員	何回もあれなんですけれども、私自身、この環境組合議会の議案とか、そういうものが木津川市議会のSide Books なりで共有できることが必要だと考えています。そしたらこの環境組合議会として依頼をするということで、では、環境組合の議運がそういう一致してみんなで、それでその依頼を作成するという段階まで持っていけば実現可能性があるというふうに考えたらいいですか。というか、実現するためには今何ができるかということを知りたいです。
宮嶋委員長	例えばWi-Fi環境を、皆さんがタブレットで対応して議会を進めようとするならば、ありますようにデータの保存場所はクラウドというふうになっておりますので、Wi-Fiがここで共通して使えるということが条件になりますよね。そうするときの環境整備をどうするかとかという実務的なことが残ってきますけれども、皆さんがそれぞれから与えられているタブレットで環境施設組合議会も進めたいということであれば、その合意の下、必要な段取りを進めていくということではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。 山本さん。
山本委員	今、谷口委員からおっしゃられた議案書、これは分量も少ないですし、紙面にしてもそれほどコストはかかってないと思いますので、このままで当面いいんではないかと。さらに付け加えるなら、環境整備、先ほど委員長が言われたWi-Fiとか、コストがまたかかりますよね。そして市議会、町議会のタブレットを共通してできるように、これはそれこそアプリとかでできるとは思うんですけれども、両方とも使えるようにするという環境整備とか色々検討が必要ですので、それを話し合えば、単に議案書載せるというのはなかなか一気には結びつかないというふうに考えておりますが、以上です。
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	一気には進まないかもしれないんですけれども、このデジタルの時代において、やっぱりもう紙媒体での議案の配付とか、そういうものは変えていかないと、もうペーパーレスにしていけないといけないうか、利便性が向上しているのにそれを使わない手はないですし、ここにいる組合議会議員の委員の皆さんだけじゃなくて、Side BooksとかLINE NETWORKSで共有することによって、それぞれの今この環境組合議会の委員じゃない人たちもそれをちゃんと見るこ

<p>谷口委員 つづき</p>	<p>とができるというような利益もかなり大きいので、やっぱりそれはもちろんすぐとは言わないですけども、段階を追って取り組んでいかないといけないテーマだと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>今、事務局から説明があったように、木津川も精華もいわゆる必要性があるからタブレットを貸与してこういった、システムは違うけれども、ソフトも入れてもらっているわけですから、それはそれで使ったらいいと思うんです。</p> <p>この間の議論というのは、要するに組合議会、本体というか、市町に比べたら規模が小さい組合議会の規模で独自にまた別途タブレットを購入して貸与するとかいうようなことの費用をかけることまでは多分要らないよねというふうな前提で、じゃ、今既にやっている各市町のシステムを兼用できたほうがいいんじゃないかという発想だと思うんですよ。で、調べてもらったわけですよ。</p> <p>問題は、いわゆる可能性が出てきたわけです。この調査によって可能性は出てきたと。残るのは、技術的に言えば、じゃ、木津川で貸与されているのと精華で貸与されているタブレットをここに持ち込んで使うためには、精華の場合はWi-Fi専用タブレットですから、通常の携帯の無線は使えませんから、ここにあるWi-Fiを使っているかというだけの話ですよ、まず。先ほど武田さんがおっしゃったように、こちらから各市町議会に申入れをしないあかんけれども、申入れしてオーケーさえ出れば、あとはここで飛んでいるWi-Fiを皆さんが持ち込んだタブレットで使っているかどうか。つまりパスワードを使えるかどうかという話がこちら側としては残ってくるわけです。それはテクニク的な問題。</p> <p>あとはやっぱり、意味としては先ほどから出ているけれども、前に3つ言った、全部3つ覚えてないけれども、1つには単純なペーパーレスというのがありますね。2つ目には、いわゆるこれだけデジタル化が進む中で、それを使わないでおくというのも変な話だし、今、谷口さんも若干出たけれども、どうしても紙媒体でやっているとはほかの議員、要するに木津川5人、精華3人以外の議員さんとの情報共有というのはなかなかしんどくなるわけですよ。そういった意味では、ほかの議員さんとも共有できれば、それぞれの組合議会が何を今動いているのか、どういうことが論点になっているのかというのが分かりやすい、一応報告はしているんですけどね。報告はしているんだけど、分かりやすいと、同じ資料を持つことができるから分かりやすいという点があるので、それは進めたほうが良いと。</p> <p>もう一個、前回、私が言ったと思うのは、対住民との関係ですよ。住民側もかなりデジタル化が進んでいるわけですよ。今ほとんどの人が、かなりの人がスマホを持っているし、スマホでいろいろやり</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>取りをやっているわけでしょう。その中で議会は一向に紙ですよ。組合議会は紙ですよ。しかも持ってこいと、ここまでという態度をいつまで取るかですよ。そうじゃなしに住民からはちゃんとメールも、こっちは公開していると思うけれども、じゃ、今後議論になるのは各議員さんのメールアドレスを市町のを流用するという方法もあるだろうし、利用したいんだったら独自にここで独自のアドレスをつくってもいいけれども、いわゆる執行部側と議会側が住民との関係でどれだけ窓口を開くかですよ。だから住民さんからこの組合に関する意見があったら、これだけ議員がいますと、一応名簿にもあるからそれは可能なんだけども、そういうところに意見を言わせてもらってもいいですよといったようなまたは住民からの要望、陳情だとか、請願だとかいったものを受け付ける。まだうちは仕組みがないけれども、精華の場合、この前の12月会議でネット受付が可能になりましたけれども、請願等については。そういう住民との関係でデジタル化をどう活用するのかという点もあるので、今の時代で、紙でここまで持ってこいということをつつまで言い続けるのかということのはやっぱり改善すべき課題だろうとは思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかご意見ございませんか。</p> <p>1つは、皆さんがお持ちのタブレットをこの議会としても使えるようにするという点では、いろんな整備やとかいろんなものはありますよ。それは後のこととして、使うということについてはどうでしょうか、ご同意いただけるんでしょうか。いや、必要ないというご意見がありますでしょうか。それは特にないですか。</p> <p>そしたらこの議会として皆さんがお持ちのタブレットを使うということで確認した上で何が今後必要になってくるのか、予算上必要になってくるのかということについて、今、何か考えていただけるようなことはありますか、予算。こういうことが必要で、先にWi-Fiなんかは特にどういうふうになるでしょう、ここのWi-Fiを利用することはできるんでしょうか、それら。</p> <p>武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>まず、先ほども申し上げましたけれども、市町ともに行政とはWi-Fiは分離されております。これはセキュリティーの関連であろうかというふうに考えておりますので、こちらのほうでということになってまいりますと、新たにWi-Fiの整備が必要になってこようかというふうに思っておりますし、アクセスポイントにつきましても、更新が五、六年で必要になってこようかというふうに考えているところでございます。</p> <p>あわせて、いわゆる紙媒体との関係につきましても、併用していくのかどうかというようなところについても、またご議論もいただく必要も出てくるのかなというふうに考えておりますので、そもそも</p>

<p>武田書記長 つづき</p>	<p>先ほどございましたように、使うのかどうか、使う、じゃいつから始めるのかと、始めるためにはどういう整備が必要なのかというところの整理は必要になってこようかというふうに考えております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今ご報告がありましたように、W i - F i は別途整備する必要があるということですので、その上で議案書等の紙との併用については、何をどこまでどうするのかという議論も今後出てくる。すぐになくすということにはならないだろうし、当然紙も必要になってくるだろうというふうに思いますが、その点で今日はそこまで含めて議論する時間的余裕もありませんので、まずはタブレットを活用すると。そのめどとしてどれぐらいをめどに活用できるようにするのかという皆さんの思いがあればそこは出していただいたら、そのめどに基づいて整備なり考えていきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>めどというのは、議会、一部事務組合とかの環境整備という点において、やっぱり世間の流れというか、それらを見つめるという必要があります。その点においてめどというのは、方向性としてはD X化に進んで紙媒体をなくしていくという方向性はいいですが、速やかにか、情勢を見てということで、めどを、期限と、具体的な数値を求めるかどうかというのは分かりませんが、できるだけ早くとか、そういう方向性でいいんじゃないかというふうに考えてはおります。 これは私の理解なんですが、木津川市議会、今でも併用しております。行く行くは全てS i d e B o o k s で全て活用して紙媒体をなくすという方向性ですが、いつまでに紙媒体をなくすという具体的なやはり日にちとかはできておりませんが、できるだけ紙媒体をなくすという方向で今進んでおりますので、そのめどという言葉がどういう言葉にするのか、私はちょっと難しいと思います。方向性としてそのほうに進んでいくという形でいいんじゃないかと思っておりますけれども。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>私は具体的な日程をちゃんとつくるべきだと思います。次の定例会はいつになるんですかね。それをまず最初の、最初のというか、そこからスタートするというふうに考える。次のか、さらにもう一個向こうにするかというところ、どっちかを選ぶ、できれば早いほうがいいんですけども、それが早過ぎるというのであれば、その次の定例会からペーパーレスという共有できるような、それをゴールにしたらどうかなと私は思います。そういうふうに期限を切らないといつまでたっても進まないと思います。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>今確認したのは、タブレットを活用するということですので、ペーパーレスというようなことはちょっと横に置いてください。まず皆さんがタブレットを議場に持ち込んで活用できるという、そのことはどうかという議論です。日程的にいいますと次の定例会は2月です。そして5月に精華町議会は改選があり、木津川市議会は臨時議会で委員構成の改選、議長をはじめとする、あります。だから当然5月の終わりには臨時議会、ここの臨時議会が持たれるということになるだろうし、そして定例で言えば11月ですかね、に決算を主にした議会ということになります。だから2月、5月の臨時会、11月の定例会、さらに言えばその次の令和でいう8年2月の定例会というぐらいのテンポになりますので、先ほどあったようにWi-Fiの整備だとかということになれば予算が伴ってきますでしょうし、それができれば、あとはPDFは両方のみですけれども、データ保存ができるということですので、そこに議案書等を入れていただくとか、また、メールが使えるようになればいろんな案内文書をメールで送っていただくとかいうことは可能かも分かりませんですね。今なんかやったら事務局のほうでわざわざ文書を精華町と木津川市議会へ届けていただいているという手間もありますので。</p> <p>どうでしょうか。一応のめど、ただ来年度予算にそのWi-Fi整備の予算が今からお願いできるのかどうかということと、できなければ補正予算が可能なのか、それから予備費で対応できるのかとか、そういう予算的なことは当然ありますので、そこは置いておきますけれども、皆さんの思いとしていつ頃から使えると議会がスムーズに、また効率よくできるとお考えなのかご意見を出していただいて、その方向でできるだけ進めていくということはどうでしょうか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木副委員長</p>	<p>精華もそんなに進んでいるわけじゃないですけれども、いろんなタブレット、DX化している議会の経験なんかを見ていると、さっきの先に言うておくと併用かどうかという話は大体どこの議会も当面は併用しているところが多いですよ。半年か1年慣れてきて、もう紙は要らないよと皆が合意すればもう廃止するというのがかなり多かったので、大体どこも当面、一定期間は併用するところが多いだろうと思っています。</p> <p>ちょっと疑問があるんですが、木津川市や精華の場合は、要するに行政の執行部側の事務の中に相当数個人情報扱う部署がありますから、Wi-Fiを完全に分離したほうが良いというのはそうなんだけれども、ここの場合、議会専用のWi-Fiの必要性がどこまであるか、ちょっといまいち理解していないんです。単なるいわゆる同じWi-Fiを使ったとしてもセキュリティが確保できるのであれば、それぞれの端末のところ、そこまでの懸念は要らないという話になってくるので、その必要性はいまいち私は理解を今していないというところなんです。</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>その上で、仮に議会の専用のWi-Fiをつくるとなった場合には、Wi-Fiというのは、しかし、基本的にはこの立地場所からいうと私の携帯もつながりにくいので、だから一般来場者用にもあってもいいような気もするので、いわゆる半公衆Wi-Fi的なものがあればそれを議会も使わせてもらったらそれはそれでいいんだろうけれども、うちのほうはそんな個人情報あまりないから、ほぼ公開情報でやっているのではというのと思う。だからその辺の技術的な点が1個あるということと、もう一個が移行するめどについては、一番悩ましいのは、木津川市さんの場合はうらやましくSideBooksが使われているでしょう。SideBooksについては保存もできるし、書き込みができますよね。私ら、皆さんも議員だから一緒やと思うけれども、紙媒体のいいところは、わざわざ立ち上げなくても紙があったら疑問点だとか、質問するポイントだとかいうのを自分の手ですぐ書き込めるという点が優れているんですね。SideBooksはそれに近いことができるわけだから、それに近い、残念ながら精華はそれがないんです。ないんだけど、いわゆる個人がタブレットペンか、ペンを個々購入して書き込んだものを保存するというのをやっているというのがあるので、だからそういったことができる状況をどうつくるかという、要するに紙と同じような状況をどうつくるかというのが一つありますので、ただ当面紙を併用するんだったらその点はすぐにやらんでもいいということになりますね。</p> <p>もう一個、懸念事項として、定例会は議決案件があるので、定例会からスタートするというのはちょっと怖いという気もするので、できたらいわゆる議決案件ではないと言ったら言い方に語弊があるかもしれないけれども、この議会運営委員会だとか、様々な情報提供、行政報告的な情報提供してもらおうようなところから始めれば、そこで何回かやって慣れるというか、これでいけるなとなったら議決案件も移せばそれはそれでいいとは思いますが、どちらにしても一、二回、三回ぐらいはテストケースをつくっておかないと、そもそものタブレットが違うわけだから、そこがうまく2つが同じような扱いができるどうかも含めて、だから懸念事項というか、その課題を整理してもらって、予算が伴うものは予算を上程してもらったらいいいし、当初予算に間に合わないんだったら、今、委員長からあったように5月には臨時議会があるわけだから、臨時会に間に合うんだったら臨時会で補正上程をしてもらったらいいいんじゃないかというふうには思っています。取りあえずそんな先送りじゃなしに来年度中ぐらいにはめどをつけたほうがいいんじゃないかという気はしています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今出ましたWi-Fiの専用化が必要なのかということについては何かありますですか。 松井さん。</p>

<p>松井事務局長</p>	<p>まず、執行部側からのご説明という形でさせていただきますと、私どものサーバー機につきましては、この事務室のほうで一括管理の1台を持っておると。それが全ての情報が入っておりますので、当然我々組合のほうで保有しておる個人情報につきましても、そのサーバー機のほうで扱っておるという状況にはなりません。それに外部のものをつなぐとなると、やはりセキュリティーの観点での確保というのはまず第一にリスクマネジメントの観点から我々としたら最優先に考えなあかん部分かなとは思っております。</p> <p>あと、この施設内につきましては、もう実体験していただいているように、場所によって相当携帯電話でありましたらつながりにくいというところがございます。特にこちらの部屋なんかは施設の中へ中へ寄っていくほど、やはりちょっと強固な建物ということもありまして電波が弱いと。ただ恐らくですけれども、今、我々の環境でいくと一番つながりやすいのは今議場として使っておる端の会議室、あそこは窓ガラスになりますので、あの場所でありましたら、スムーズに十分な回線の機能を果たすということではないかもしれませんが、まだつながりやすい場所ではあります。ですので、例えばですが、今、議会運営委員会でしたらこの部屋を使ってやっておりますけれども、そういった状況になった場合あるいはそういった端末を使う必要がある場合は、まずは議場で使用しているあの会議室を会場とすることによって少し改善というのは図れる可能性はあります。</p> <p>先ほどありましたが、来場者のことも考えてということでの今のこの施設内でのWi-Fi環境の増強というのは、現時点で執行部のほうでは考えていないところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ということで、もしWi-Fiを整備するとなると、予算はどれぐらいのものがいいんでしょうか。それは、そういう見積りみたいなものもないし、今後の課題ということで置いとかがざるを得ないですかね、今日は。ただせっかく皆さんがお持ちのタブレットを活用して、ネットにつながっていただければいろんなこのホームページにある会議録であるとか、そういうものともつなぐことができるわけですので、便利になることはもう間違いないというふうに思いますし、先ほどもあったように、この8人以外のそれぞれの議員が、また議員が交代しますので、そういう意味でも過去のデータを見やすいということでもありますので、進めるという点では先ほど合意をいただいたというふうに思うんですが、めどですけれども、来年度中、1年ぐらいかけてというぐらいでどうでしょうかね。先ほど言いましたように、来年度という意味でいうと5月が臨時会、11月が定例会、さらに年を変えて2月の定例会ということでもありますし、当然その前の議会運営委員会も開かれるだろうし、また必要ならば議会運営委員会を開くということも可能だろうと思うので、先ほどあったように一定の練習といいますか、そういうテストもやらなあかんでしょうけれども、それくらい</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>で使っていく。だから実際に使えるのは再来年度、今は令和6年度ですけれども、7年度をやって、8年度からは使えるように、本格実施というんでしょうか、ぐらいのことで考えたらどうでしょうか。 議長、どうぞ。</p>
<p>森田議長</p>	<p>私、佐々木さんも一緒なんですけれども、木津川市はSideBooksが使われているのはうらやましいと思います。私どもはLINEWORKSのフォルダに入れてもらっているわけなんですよね。全然仕様と便利さが違うんですよね。そやからSideBooksを使うかどうかということも必要になってくるんですね。そういうのも入れてもらわないかん。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それはないと思います。ただ、だから議案書をPDFの形で入れていただくと、だからその議案書をタブレットで見ることができると。PDF化できると、データ保存形式はPDFのみと書いてある。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ただフォルダに入ってくるというだけであって、そういう分離はしないということですね。分離というか、SideBooksでしたらいろんな議案とちゃんと分かれるようになってあると思うんですね。精華でも本棚と、こっちはないし、そういうようなところをどういう形で、簡単に言うているけれども、非常にそういう意味では金の払うてはるところと払うてないところで全然違うんやけれども、SideBooksではどれだけの費用を払うてはるかというのも問題があると思うんですね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>分かりました。まずは、先ほど私めどと言いましたけれども、まずはタブレットを使うと。そして山本さんからできるだけ速やかにということで、1年ぐらいかけて考えながらやっていくということで今いろいろ使うに当たっての課題がこれから出てくるだろうと思いますので、そこは整理をしてやっていきながら進めていくと。だから正確にめどというのはあくまでもめどであって、それをここでこの日から絶対やらなあかんという話ではないので、どうでしょうかね。</p>
<p>山本委員</p>	<p>待ってください。めどを決めるとそれは拘束されます。それをめどの実際の期限があると、それを盾になぜ進めないんだという方向性になります。それは少し。 そして私、これを進める、DXを進めるというのはいいです。それはできるだけ速やかにと言っています。1年ということは私は言っていないので、それだけは認識よろしくお願いいたします。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>分かりました。 じゃ、できるだけ速やかにということを進めるために、これから課題を整理していくということによろしいですかね。 じゃ、予算などのこともありますので、実現へのスケジュール等については事務局とも相談をして進めていくと。ただタブレットを、この組合議会としても使えるようにするという点で今日は確認をしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>そしたら、事務局のほうとしても何が必要なのか、どういうものが必要になってくるのかというのをを出していただきながら、我々のほうとも協議をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。 武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>まず、具体的にこれから協議をしていただくということになってこようかというふうに思うんですけども、市町議会に対しましていわゆる依頼をする必要もあるのかなというふうに考えているところでございます。それにつきましては、議長名をもって市町議会のほうに依頼をさせていただくということで、議長の決裁を経てそのような手続をしていくという形を取らせていただくということによろしいでしょうか。ご確認をお願いします。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>じゃ、今のことでご確認よろしくお願いをいたします。 以上をもちまして、議会運営申し送り事項につきましては、追加したのも含めて全ての項目について協議をしてまいりました。 はい、松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>失礼します。すみません、先ほどちょっとご確認をいただいたことで、議会のほうで当然お進めになられることではあるんですけども、先ほどのお話でいくと、まずは議長から各市町議会のほうへここでの利活用について依頼をしていくと。ただそれについては、スケジュール的にはおおおよそできていくのは次年度からかなとのお話もあって、まずはこちら議会事務方のほうでこれからの課題になるようなものをちょっと整理していくというようなお話であったかと思いますが、もう今回、この今いただいている皆様の任期も限られてまいりまして、このメンバーで開催できる議会運営委員会というのも恐らく限られてくるのかなと思っておるんですが、そのあたり次回に向け</p>

<p>松井事務局長 つづき</p>	<p>ては、改めてどのような形の整理を。 というのは、例えばですけれども、今期中にできないのであれば、今、議長のほうから依頼を出されても実際動かない話になってまいりますし、依頼を出すと市町のほうでの議会のほうでまたこういう依頼があるんだけどというお話もされることになってくるのかなと思うんですけれども、そのあたりはすみません、ちょっと今、整理の理解ができなかったもので。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>我々の任期といいますか、今年の5月で引き続きやっていただける方がおいでかとは思いますが、一応区切りになります。そうなりますと今日の確認はタブレットを活用していく、できるだけ速やかにということですので、今年の5月の臨時議会で選ばれてくるこの議員の皆さんにもそのことを伝えていくとか、そのことを具体化していただくということの確認ということになるんでしょうかね。我々がこれ以上深めようと思ったら、次の2月の定例会の前の議会運営委員会の部分で議論をすることはありましようが、それ以上に議会運営委員会を設けて議論するというのは実際の議事日程の中で難しいというふうに思うんですね。</p> <p>だから次のところでは、これまでやってきたことを全部整理して、そしてその中にもタブレットの活用ということが入ってこようかというふうに思うんですが、それをどういう形で次につないでいくかということになるかというふうに思うんですが、それは2月5日の時点で申し送りみたいな形で確認することによってよろしいんでしょうか。要は、そういう手続を今踏まえてやっていただいて、市町議会としても組合議会でタブレットを使っていただくことは結構ですよということになる。我々としても進めていくんですけども、実際には我々がここで議論できるのはもう次の議会運営委員会ぐらいまでですので、それ以降のことについては新しいメンバーの方に進めていただくわけですから、それはそのときの申し送りのような形を確認しておけばいいということよろしいですか。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>意味が分かんないんですけども、要するに今はタブレットを使うという話は合意しているわけで、そのための課題を整理して、そこまで行ったわけですよ。だからそれは進めてもらったらいだけの話ですよ。だから残るのは、今はそこまでしか決まってないから、実際に予算を組んで工事をやって、例えば。その環境はそろったけれども、さっき申し上げたように例えば新しい5月以降の議員さんが一遍持ってきてもらって、タブレットをここに。やってみるということは必要になってくるから、そこはもう実施時期については次の人に決めてもらわなできないわけだから、それはそれでいいと思うんですけども、実務に関しては進めてもらったらいわけですよ。議長名での市町へ</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>の申入れだとか、また、予算上の見積りだとかいうので、それは進めてもらったらいいだけの話だと思うんですけども、そんなに大きな弊害はない。だからここで事務は止めないわけでしょう、事務は止めない。今日の確認事項で進めていくということになるということ。ただ実務的には5月なんかは次のところに申し送りの中に今合意した段階のことは書いてもらったらいいと思うけれども、それだけの話だと思うんですが、そんな大きな問題は。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>すみません、ちょっと私、先ほど申し上げたんですけども、今後、具体的に進めていくという中でいろいろご議論をいただくと。それが次の改選後の議員さんになるということも十分考えられるところでございます。本日、進めていこうという方向性は確認いただきましたので、先ほど私ども事務側のほうから議長名をもって速やかにというお話もさせていただきましたけれども、そのタイミングにつきましては事務局のほうに一任をしていただくという形をお願いできたらなというふうに考えているところでございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、松井さん。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>失礼しました。私がちょっと言うたことで、すみません、あちこち行っているようで申し訳ございません。</p> <p>私ども執行側といたしましても、もしもタブレットを例えばですけども、今、今期おられる方々が最後にでもどこかでも使うとおっしゃられるのであれば、今、議長名で市町のほうへ依頼をして、市町のほうへPDF化したデータを格納していただくなり何なりの準備も必要になってまいります。今、このWi-Fi環境は整っていないけれども、例えばタブレットには何か入れてもらうことを試そうみたいなことになればそういう作業も出てまいります。そのあたりがちょっとすみません、私のほうがしっかり理解ができなくて、今、まず議長のほうからもうこういう議運でのまとめによって、議長から市町の議会に我々環境施設組合でこのタブレットの利活用についてご理解いただきたいというお願いをします。したら何らかの回答が来て、使えるようになった場合、今、今後、今の予定でいきますと次は2月の定例会前の議運、それから2月の定例会、これがまず直近で決まっておる公式な会議という形になります。ほかに臨時のものが入るか入らないかということになります。この2回のうちに今の森田議長のほうから市町の議会へお願いをして、この2回の間にするのかやらないかのところがちょっとすみません、見えてなかったかなというところで。</p>

宮嶋委員長	<p>ただあれですね、この場へ持ってきても共通するWi-Fi環境がなければ使えないですよ。</p> <p>松井さん。</p>
松井事務局長	<p>今この場では環境がございませんので、例えばですけども、議場あるいはここでお使いになれる場合は、通信環境は個人でご用意いただいたもので、その範囲内でお使いをいただくという形になろうかと思えます。</p> <p>ただ例えばですけども、そのデータを入れればそれぞれ市町議会のほうで何かしら議員活動をされているときは、恐らくWi-Fi環境は十分にあるので、その場所で我々の議案書を遠方で見ただくとかということは全然可能になるのかなと思うんですが、ちょっとこの場での活用というのは、今言ったようにその課題をこれからちょっとある程度事務方のほうで整理をして出していった詰めていくという話でしたので、ごめんなさい。議長が依頼するところと我々が本格的にスタートするところがちょっとどういうふうになってくるかというところですよ。</p>
宮嶋委員長	<p>それぞれの認識がちょっとあれなので、違うと思えますので。</p> <p>佐々木さん。</p>
佐々木副委員長	<p>整理すれば、今局長が言っているのは、要するにまずうちと2つの市町議会との関係性をまずつくって情報共有を先にやりましょうと、試験的にも。いつか分からないけれども、市町がオーケーと言ったら、そのオーケーが例えば1月中にオーケーが出るんだったら、2月の例えば5日かな、議運の資料を取りあえず8人のところに送ると、事務局経由で出すと。送るといようなことができるんだったらやったらいいという、そこをスタートしていいかということでの話。</p> <p>もう一個の点は、実際に委員長が言ったように、この場で使おうと思ったら設備上の整備がまだだからこの場では使えないというのが残ってくると。いうのを2つに分けようという話ですね。理解しましたので1個目はやってもらったらいいと思うんですよ。別に今日とは言わないけれども、できるだけ早いタイミングで市町には依頼をしてオーケーが出れば試験的に、今、今期の議員さんでも情報共有というか、それを正式には使わないとしても、正式なものじゃないとしても試験的に2月の議運もしくは定例会の一部の資料が共有できて、これできるねというような確信を持った上で、じゃ、もうこのWi-Fiの実務的なものも一方で進めたらいいよねという話になってくると思うから、そこはやってもらったらいいとは私は思っています。</p>
宮嶋委員長	<p>山本さん。</p>

山本委員	議長から各市町議会にタブレットの使用許可をお願いすると。使用してもいいですよと、両議会事務局から出た場合に恐らく2月定例会において議案書とか、それを打ち込むことはできるということで、さらにタブレットに入れ込んだものを見るのには支障がないという範囲ですか。どういうことで2月の定例会でタブレットを活用できるかいうその範囲がまだ私は理解できないんですけども。
宮嶋委員長	ここに議会専用のWi-Fi環境がない限り、ここへ持ってきて使おうと思えば、個人のWi-Fiルーターといいますか、そういうものがない限りは使えないので、だから共通して使うということはないと思います。ただ試験的にそれぞれ議会の自分の部屋で環境のあるところで見るとは可能だと。ただ2月5日の議運に議案が提案されてそれを確認するわけですから、その時点以降、次の定例会、その1週間後の定例会までに見るとは可能だということだろうというふうに思うんですが、それが必要かどうかですね。そこまで急いでやらなくても、取りあえず今日確認したこととして進めていただいて、令和7年度の環境施設組合議会の活動の中で試験的にもそういうことが可能であればやっていただく。そして最終的にはWi-Fi環境が整った時点で行うということになるだろうというふうに思いますので、だからどうですかね、そこの2月のときに試験的に、今から急いで了解を得た上でやるということは必要ですかね。 山本さん。
山本委員	そこまで拙速にタブレットを活用する必要性はないと思いますよ。これから各両事務局に確認をして進んでいかれるんですから、令和7年度にまた試験的にやられたらいいと思います。それほど拙速に次の2月の定例会にするというようなものではないと私は思います。
宮嶋委員長	谷口さん。
谷口委員	私は、まず最初の情報共有という意味で、ここでのWi-Fi環境どうのこうのではなく、それぞれのSideBooks、LINEWORKS上で情報共有するというのは了解さえ得られたらすぐできることなので、それはすぐにやるべきという考えです。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木副委員長	要するに私らでやっちゃいかんのは、何でもかんでも確信がないのに、先に進むことはやっちゃいけないと思うんですよ。自信を持って

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>次に引き継ごうと思った場合には、まずやってみて、だから正式じゃないですよ。2月の定例会でタブレットを使うことを前提には、この議会ではしないと、それは。しないけれども、情報共有はやっぱりやっておいて、これだけできるんだとか、こういう活用ができるねというようなことを私たち自身が認識した上で、その段階でまた課題がもし出てくるんだったら、こういう課題があるよということも含めて次の議員さんに送るということをしないと、訳分らないけれども、動きますよというのは一番やっちゃいかんことですから、責任を持ってやる以上は方向性というか、こういう評価で、要するにメリット・デメリットですよ。については明確にした上で申し送りをするということがいいんじゃないかというふうには思っているところです。</p> <p>確かにW i - F i 環境はないけれども、これはもう個人のタブレットの本体容量によるんだけど、やり方としては、もし送ってもらったら市議会、町議会のW i - F i 環境の中でタブレットの中にダウンロードして、クラウドじゃなくてそのタブレットに格納さえすればここでも見れますよ。だからそれは容量があるかどうか分からないけれども、できない話ではないので、だからそれは2月は正式運用ではないので、ないということだけ確認しておいて、ただ紙でもどっちでも見れるようにすることは、要するに試験的にやってみて、その上で確信を持って次の5月以降に、こうこうこういう成果があったからやりますよということを使うべきだとは私は思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>試験的に試験的にと言っておられますが、2月の定例会は拙速です。そして試験的に2月で使ってメリット・デメリットを洗い出して次の改選した議員に申し送りされると言っておられますが、その1回の定例会でメリット・デメリット、全てとは言いませんが、大まかな把握はできないと私は理解します。やはり試験というのは2回、3回して、そしてここはメリットだな、ここはデメリットだなという十分な試行が必要だと。一回使っただけで、はい、メリットはこれです、デメリットはこれです、それはあまりにも拙速過ぎます。試験的と言っておられるのであれば、その試験的というのはメリット・デメリットというの調べるというか、そういう意味で言っておられたと理解しておりますので、実際にメリット・デメリットが分かるようにする試行は2回、3回、先ほど言いましたように。だから、次、ここではDX、タブレットを利活用するという方向性で、両議会に議長から許可を得るという形でいいん違いますかね。拙速にもう次の2月にするというのはあまりにも拙速、何でもあれですよ。なんか前のめり、どこまでそこを前のめりにされるのか理解ができないんですよ。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん、分かりました。 それで、ちょっと私のほうから事務局への確認なんです、先ほどありましたように、議長名でそれぞれ市町議会にタブレットを使わせていただきたいという依頼をした上で、市町議会の判断もあろうかというふうに思いますし、そういうことが2月5日議運ですけれども、そういう1か月もない中で可能かどうかということもちょっと心配するので、今議論いただいているのはありがたいんですけども、どうでしょうか、その点は。どんな見通しになるんでしょうかね。分かりますかね。 武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>市町議会、議長独断で決められるというのもちょっとしんどいかなと思いますので、議運なり、そういう組織に相談をなされてという形になってこようかというふうに思います。 市町議会の日程等もございますので、今ここで2月議会にと決めていただいても日程的にどうなるかというところも出てくるかと思しますので、その辺も踏まえて考えていただければというふうに考えております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ということなので、まずは議長名でそれぞれ市町議会にタブレットを使わせていただきたいという依頼をしていただいた上で、その返事を待って判断をしたいというふうに思いますので、今どこまで2月議会の中身をというところまでちょっと保留しておいていただけたらというふうに思います。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木副委員長</p>	<p>私は保留する必要はないと思います。 だから相手がある話だから、相手がいつ返事があるか分からないのでそこは分かるんだけど、仮にどっちかでもオーケーが出たら送ってもらったらいいと思います、それは。というのは、さっきも言いましたけれども、木津川と精華ではソフトが違うので、うまくそれが動くかどうかというのも確認が必要ですから、そこは、だから山本さんが分からないのは、やりもしないで判断なんか誰もできないですよ、それは。だから2回、3回要するというんだったら、もし1月。これは前提は1月中の話だけど、1月中に許可が出れば2月に2回あるわけですよ、議運と本会議と、うちは定例会と。だから2回の経験はできますよ、試験的には。だからその上で。</p>
<p>山本委員</p>	<p>前提はやめましょう。</p>

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと待ってください。発言中です。 だから何もせずに、別に大きなことをやろうと言っているわけじゃないです。やってみていい点、悪い点が多分出てくると思うから、それは率直に評価をして前向きに進めていかないと、やらずして評価は誰もできないから。やらずして何もしないというのは無責任です、それは。やってみて、何遍も言いますが、本格導入じゃないから、本格導入に向けて課題を整理するという意味では、何の作業でもそうだけでも、事前に何かやってみるといのはこれは当たり前の話であって、それはあくまでも2月に間に合わない、会議とかがないんだったらそれはもうできませんよ。それはそうだと思いますけれども、会議とか動きが出るんだったらやるべきだというふうに思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>分かりました。 それで、今日の確認は議長名で依頼をいただくということをするということは確認、先ほどありましたようにしていただいた上で、2月5日の議会運営委員会でその結果も含めて、いただいたかどうかも含めて判断をして、そこでもう一度このタブレットが使えるかどうかということを見せていただくということで、今日はそれ以上ご議論いただいても、ちょっと相手さんのあることですので、置いておきたいというふうに思うんです。 今日の議論も含めて、これまで議論してきました議会運営申し送り事項につきましては、全ての項目について議論いただいたわけですから。この結果を取りまとめたもの、これをつくりまして次の議会運営委員会において確認したいということで考えておるんですけれども、それでよろしいですかね。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>申し送りをするか、言葉が私はちょっと疑問には思うんですが、ここであったことは議事録でもあります。しかし、要点的にこういうことが議運で話し合われたという内容を次の新しい議会に示すということは大切ではないかと、このように思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>それは結構ですけど、ただ今日の場合は、木津川市の研修報告と、ペーパー1枚だったから比較的簡単に読めるんだけど、次回の場合はそうじゃないでしょう。一定、項目数が一定あるから当日配付はやめていただきたい。できたら事前にメールでも結構ですけども、目を通して意見をまとめるような時間的余裕が欲しいと思います。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>その点はいかがでしょう。取りまとめたものをつくって次の運営委員会で確認するんですが、事前配付はよろしいでしょうか。 武田さん。</p>
<p>武田書記長</p>	<p>いつまでというお約束はできないところですが、事前配付できるよう努力をいたします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>そうしましたら、今ありましたように今日の議論も含めてこれまでやったものはまとめていただいて、次の議会運営委員会の前に事前配付をしていただいて、それをもって最終の確認としたいというふうに思います。ということでよろしいでしょうかね。</p> <p>(結構ですの声)</p> <p>そうしましたら、これで議会運営申し送り事項の議論については終わりたいと思います。</p> <p>次に、次第の2、その他についてであります。 このたび議会事務職員が配置され、令和7年第1回定例会における一般質問の受付も始まりますが、議会運営申合せ事項における一般質問については、当時の状況に基づき事務局への受付とした表現になっております。 そこで、先ほどの災害時対応要領と同様、事務局、組合事務局、事務局職員を議会の職員と読み替えることとして、改正案につきましては、次回の議会運営委員会において確認いただきたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。 次に、次回の議会運営委員会の会議日程であります。2月定例会に係る議会運営委員会が2月5日水曜日に予定されておりますので、2月定例会に係る協議終了後に整理した内容の確認をしたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がありませんので、次回の議会運営委員会を2月5日水曜日の午前9時30分から開会することとし、2月定例会に係る議事終了後に整理した内容の確認をすることに決定いたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員</p>

宮嶋委員長 つづき	会を閉会します。 苦勞さまでした。ありがとうございました。 <p style="text-align: right;">(1 1 : 3 1)</p>
	この議事録の記載は、適正と認めここに署名する <p style="text-align: right;"><u>委員長</u> _____</p>